

国民健康保険税のおしらせ!!



問合せ先 ☎ 52-1111

- ・国民健康保険の制度や税額について
　　団市民窓口グループ（内線219・261）
 - ・国民健康保険税の納付相談
　　団税務グループ（内線241・243・259）

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに誰もが安心して病院にかかるよう、加入者が保険税を出し合い、そこから医療費を支出する助け合いの制度です。国民健康保険事業の健全な運営のため、かならず納期限までに納めましょう。

平成30年度の国民健康保険税納税通知書を発送します

平成30年度の国民健康保険税納税通知書は、前年（平成29年分）所得が確定した後の7月中旬に発送します。納期限内にかならず納めてください。

普通徴収（納付書で納付または口座振替）の方

1期 7月31日 (火)	2期 8月31日 (金)	3期 10月1日 (月)	4期 10月31日 (水)	5期 11月30日 (金)	6期 12月25日 (火)	7期 1月31日 (木)	8期 2月28日 (木)
--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------	--------------------	--------------------

- ・7月から翌年2月までの8回、各月の末日を納期限としていますが、末日が土・日曜日にあたる場合は、次の平日（翌月）を納期限としています（第6期は除く）。

特別徴収（年金からの天引き）の方

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収	本徴収	本徴収

- ・次の①～③のすべてに該当する世帯の世帯主の方が特別徴収（年金からの天引き）の対象となります。
 - ①国民健康保険の加入者全員が、65歳以上75歳未満の方で構成されている世帯の世帯主
 - ②年金額が年額18万円以上であり、すでに介護保険料が年金天引きされている世帯主
 - ③国民健康保険税と介護保険料の1回あたりに徴収する合計が2か月に1回支給される年金受給額の2分の1を超えない世帯主
 - ・昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収になる方については、4月に送付している仮徴収額通知書のとおり、平成30年2月に特別徴収された金額と同じ金額が4月・6月・8月に特別徴収（仮徴収）されます。また、10月・12月・2月は、今年度確定した年税額から4月・6月・8月に納付していただいた金額を差し引いた金額の3分の1ずつが特別徴収されることになります。
 - ・今年度から新たに公的年金からの特別徴収になる方は、1期・2期・3期は普通徴収となり、10月から公的年金からの特別徴収が開始されます。

